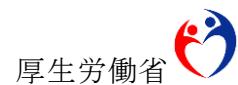


外国人雇用状況届出システム

操作マニュアル

2016年3月



- ・ Microsoft、Windows、Internet Explorer は、米国およびその他の国における Microsoft Corporation および、またはその関連会社の登録商標または商標です。
- ・ その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

ご注意

- (1) 本書の内容の一部または全部を無断で転載することは禁止されています。
- (2) 本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- (3) 外国人雇用状況届出システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については責任を負いません。
- (4) 本書の内容で、ご不明な点や誤りなどお気づきの点がありましたら、
hw-gaikokujin@mhlw.go.jpへお願いします。
- (5) 本書の図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

Copyright © 2016 厚生労働省職業安定局

目次

I	はじめに	1
1.	外国人雇用状況届出システムとは	1
2.	外国人雇用状況届出システムへのアクセス	2
II	ユーザ情報の管理	3
1.	ユーザ情報の登録	3
2.	事業所情報の修正	13
3.	パスワードの再登録【パスワードを忘れたとき】	16
4.	パスワードの変更	18
5.	ユーザ情報の変更	20
III	雇用情報の登録	22
1.	雇用情報の新規登録	22
2.	雇用情報の修正	27
3.	離職情報の登録	31
4.	雇用情報の複数登録	35
IV	その他	41
1.	お問合せ画面	41
2.	サービスご利用時の注意	42
3.	参考 在留期間	43

I はじめに

1. 外国人雇用状況届出システムとは

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

外国人雇用状況届出システム（以下、「本システム」。）は、インターネットにより外国人労働者の雇入れ・離職の届出を行うためのシステムです。

なお、雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、雇用保険被保険者資格取得届（以下、「資格取得届」。）又は雇用保険被保険者資格喪失届（以下、「資格喪失届」。）により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報新規登録又は離職情報登録は不要です。

2. 外国人雇用状況届出システムへのアクセス

インターネットに接続可能な端末でブラウザを起動し、ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」から、「外国人雇用状況届出」をクリックします。

なお、ハローワークインターネットサービス内「事業主の方」または「申請等をご利用の方へ」の画面から、「外国人雇用状況届出システム操作マニュアル」を参照することができます。

① 事業主の方

The screenshot shows the '事業主の方' (Business Operator) section of the HelloWork Internet Service website. It includes a news feed for business operators, a login form, and a link to the '外国人雇用状況届出' (Foreigner Employment Status Submission) system operation manual.

② 申請等をご利用の方へ

The screenshot shows the '申請等をご利用の方へ' (Those Using Application Services) section of the HelloWork Internet Service website. It includes information about employment insurance submission procedures and a link to the '外国人雇用状況届出' (Foreigner Employment Status Submission) system operation manual.

II ユーザ情報の管理

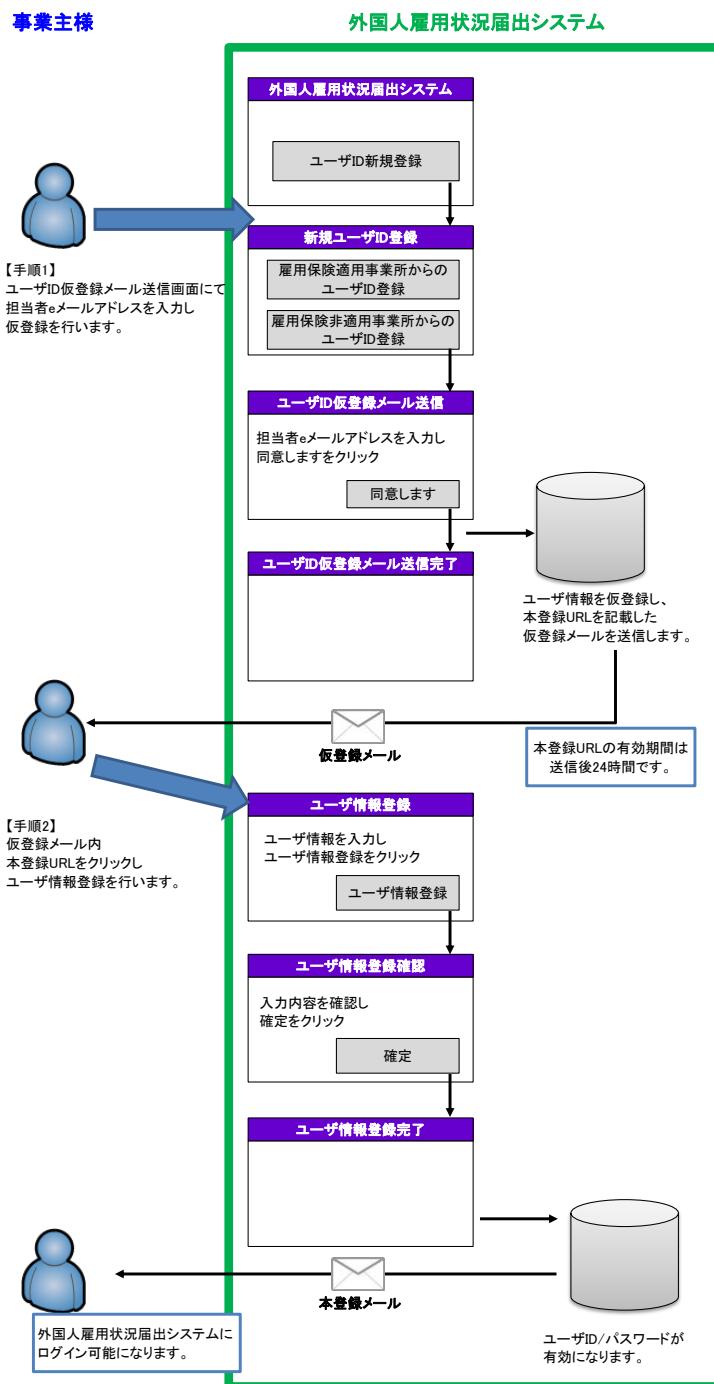
1. ユーザ情報の登録

初めて本システムを使用する場合、ユーザ情報登録が必要になります。

事業主様がユーザ情報登録を行う場合は、ユーザ情報登録仮登録メール送信画面にて担当者eメールアドレスを入力のうえ仮登録を行うと、仮登録メールが届きます。

仮登録メール内の本登録URLをクリックし、ユーザ情報を登録することでユーザ情報登録が完了となります。

ユーザ情報登録の流れを図でご案内します。



外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

仮登録メールの文面

外国人雇用状況届出システム電子申請のご利用ありがとうございます。

このメールは以下の方々にお送りしています。

1. 外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを行った方
 2. パスワード再登録依頼を行った方
- *****

1. ユーザ仮登録申込みを行った方へ

外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを受け付けました。
以下の【ユーザ登録の流れ】に従い、ユーザ本登録を行ってください。

【ユーザ登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、
ユーザ本登録（事業所情報登録）を行ってください。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、外国人雇用状況届出システムへのログイン及び
インターネットから外国人雇用状況の届出ができるようになります。

2. パスワード再登録依頼を行った方へ

外国人雇用状況届出システムのパスワード再登録依頼を受け付けました。
以下の【パスワード再登録の流れ】に従い、パスワードの再登録を行ってください。

【パスワード再登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、
パスワードの再登録を行ってください。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、
外国人雇用状況届出システムに新しいパスワードでログインできるようになります。

受付日時：****/**/* *:*:*:**

▼ユーザ本登録用アドレス▼

http://gaikokujin.hellowork.go.jp/report/703070.do?action=initDisp&screenId=703070&loginFlag=*****

<<注意事項>>

1. パスワードは数字、英字、記号の3種類すべてを用い、8文字以上を登録してください。
2. 個人情報（生年月日など）や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
3. ユーザIDに類似したパスワードは登録しないでください。

ご不明な点などございましたら、
管轄のハローワークまでお問合せください。

- ・本メールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・本メールにお心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性があります。
お手数ですが、メールを削除していただきますようお願い申し上げます。

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

本登録メールの文面

このメールはインターネットにて
外国人雇用状況届出システムにユーザ本登録申し込みを行った方にお送りしています。

この度は外国人雇用状況届出システムのユーザ登録申し込みを頂き、
誠にありがとうございます。
以下の通り、外国人雇用状況届出システムのユーザ本登録申し込みが
完了しました。

受付日時 : ****/**/* **:**:**
事業所名 : ○○○事業所
ユーザ I D : ****-****-*

外国人雇用状況届出システムにログインができるようになりました。
インターネットから外国人雇用状況が届出できます。

ご不明な点などございましたら、
管轄のハローワークまでお問い合わせください。

- ・このメールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・このメールに身に覚えのない方は、このメールを削除してください。

留意事項

外国人雇用状況届出書（以下、様式第3号（国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。））等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

（1）外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページの「**ユーザID新規登録**」ボタンを押下してください。

The screenshot shows the homepage of the Foreign Employment Status Submission System. It features a purple header bar with the system's name. Below it, there are several sections with blue headers:

- 外国人雇用状況届出とは**: A section explaining the purpose of the system, mentioning labor market needs and foreign workers.
- 留意事項**: A section about important notices, specifically regarding the transition from paper forms to the system.
- お知らせ**: A section for announcements, including notices about system maintenance and changes in residence status.
- ログイン**: A login form where users enter their User ID and Password. There is also a link for "Service Use Notes".
- ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ**: A section for new registration, password reset, and inquiries. It includes three buttons: "User ID New Registration" (highlighted with a red box), "Password Reset", and "Inquiry".

At the bottom of the page, there is a footer with the Ministry of Health, Labour and Welfare logo and copyright information.

(2) ユーザ情報の仮登録

- 雇用保険適用事業所の場合 ⇒ 「雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録」
- 雇用保険適用事業所以外の場合 ⇒ 「雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録」を押下してください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

新規ユーザID登録

トップメニュー > 新規ユーザID登録

新規ユーザID登録手順

①雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

- 当画面の「**雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録**」をクリックしてください。
「ユーザID仮登録メール送信」に連携します。
- 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。
- しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザ情報登録」が表示されます。
- 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。
「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
- 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザ本登録(ユーザID本登録メール送信)が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
- ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

- 当画面の「**雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録**」をクリックしてください。
「ユーザID仮登録メール送信」に連携します。
- 都道府県、管轄のハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザID仮登録メールを送信します。
- しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザ情報登録」が表示されます。
- 「ユーザ情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザ情報登録」をクリックしてください。
「ユーザ情報登録確認」が表示されます。
- 「ユーザ情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りなければ「確認OK」をクリックしてください。
ユーザID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。
また、ユーザ本登録(ユーザID本登録メール送信)が完了しますと、ユーザIDの登録は完了です。
- ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
雇用保険適用事業所からのユーザID仮登録

雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方
雇用保険非適用事業所からのユーザID仮登録

トップメニュー

▲このページのトップへ

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) ユーザID仮登録メール送信

必要事項を入力し、仮登録メールを送信する場合は**同意します**を押下します。

① 雇用保険適用事業所の場合

This screenshot shows the 'User ID Temporary Registration Mail Send' screen for an insurance-covered business. It includes sections for 'Operation Instructions' and 'Notes'. The 'Notes' section contains detailed instructions about the system's operation, including the use of statistical codes for reporting and the creation of user IDs. It also specifies that users must click the '同意します' (Agree) button to proceed. The form fields include 'Employment Security Bureau Business Number' (半角数字), 'Recipient Email Address' (半角英字), and 'Recipient Email Address (Re-enter)' (再入力). A note at the bottom states that if the recipient does not respond within 24 hours, the registration will be canceled. At the bottom right are '戻る' (Back) and '同意します' (Agree) buttons, with the '同意します' button highlighted by a red box.

② 雇用保険適用事業所以外の場合

This screenshot shows the 'User ID Temporary Registration Mail Send' screen for cases outside insurance-covered businesses. It follows a similar structure with 'Operation Instructions' and 'Notes' sections. The notes reiterate the system's purpose and the creation of user IDs. It again emphasizes that users must click the '同意します' button. The form fields are identical to the first screenshot. A note at the bottom states that if the recipient does not respond within 24 hours, the registration will be canceled. At the bottom right are '戻る' (Back) and '同意します' (Agree) buttons, with the '同意します' button highlighted by a red box.

留意事項

同意しますを押下した際、「すでにユーザIDが登録済みです。」とのメッセージが表示された場合は、すでにユーザIDが登録済です。 外国人雇用状況届出書等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、ユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

(4) ユーザID仮登録メール送信完了

送信が正常に行われた場合、送信完了画面が表示されます。

ここまででは、ユーザ情報の登録は完了していません。仮登録メールが送信されますので、メール内のアドレスにアクセスし、24時間以内にユーザ情報の登録を完了してください。

① 雇用保険適用事業所の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信完了

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信 > ユーザID仮登録メール送信完了

仮登録メールを送信しました。

操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

仮登録メール送信先

雇用保険適用事業所番号 XXXXX-XXXXXXX-X
担当者メールアドレス XXXXXXXXXX@XXXXXX.jp

* ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

② 雇用保険非適用事業所の場合

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザID仮登録メール送信完了

トップメニュー > 新規ユーザID登録 > ユーザID仮登録メール送信 > ユーザID仮登録メール送信完了

仮登録メールを送信しました。

操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

仮登録メール送信先

郵便番号 NNNN
宅配のハローワーク NNNNNNNNN
担当者メールアドレス XXXXXXXXXX@XXXXXX.jp

* ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録を完了してください。
24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(5) ユーザ情報登録

ユーザ情報を登録します。

ユーザID仮登録メール内のアドレスをクリックし、ユーザ情報登録画面から必要事項を入力し、**ユーザ情報登録**ボタンを押下してください。

※ 既に事業所情報が登録されている場合（パスワード再登録からのユーザ登録、ハローワークにおいて事業所情報が登録されている場合）は、初期情報として該当する事業所情報が表示されます。

① 雇用保険適用事業所の場合

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

②雇用保険非適用事業所の場合

(6) ユーザ情報登録確認

登録内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下してください。

ユーザ情報登録完了画面へ移動します。

登録内容を変更する場合は、戻るボタンを押下し、ユーザ情報登録画面で修正してください。

(7) ユーザ情報登録完了

メッセージを確認し、本登録が完了したことを確認します。

2. 事業所情報の修正

システムに登録されている事業所情報を修正します。

(1) 雇用情報メニュー

ログイン後の「雇用情報メニュー」において「事業所情報修正」ボタンを押下します。

The screenshot shows the 'Employment Information Menu' page. At the top, there is a header with the Ministry of Health, Labour and Welfare logo and a 'Logout' button. Below the header, there is a search bar with placeholder text '事業所番号' and '事業所名'. Under the search bar, there is a section titled 'Business Entity Information' with a blue background. At the bottom of this section, there is a red box highlighting the 'Business Entity Information Modification' button. To the right of the button, there is explanatory text in Japanese. Below this section, there are other buttons for 'New Registration' (for individuals and multiple individuals), 'Business Entity Information Registration' (for employees), 'Business Entity Information Modification' (which is also highlighted with a red box), and 'Password Change'. At the very bottom of the page, there is a footer with copyright information and the Ministry of Health, Labour and Welfare logo.

(2) 事業所情報確認

内容を確認し、修正する場合は「事業所情報修正」ボタンを押下します。

(3) 事業所情報修正

必要な修正を行い、「事業所情報修正」ボタンを押下してください。

留意事項

事業所の移転・統合による住所変更に伴い、管轄のハローワークが変更となる場合、本システムを使用して手続きせず、移転・統合前の管轄のハローワーク、または、移転・統合後の管轄のハローワークへ連絡いただきますようお願いいたします。
また、事業所が廃止となった場合には、登録されている外国人雇用情報について、廃止日をもって離職情報の登録を行ってください。離職情報の登録の手順は、本操作マニュアル P31~34 「III 3. 離職情報の登録」を参照してください。

The screenshot shows the 'Business Location Information Correction' page of the Employment Security Bureau System. The page has a blue header bar with the title 'Business Location Information Correction'. Below the header, there is a navigation menu: 'Top Menu > Business Location Information Confirmation > Business Location Information Correction'. The main content area is divided into sections: 'Operation Guide' (with notes about social insurance agents), 'Business Location Information' (with fields for prefecture, postal code, address, phone number, industry category, and business nature), and 'Business Information' (with fields for manager's name, manager's phone number, manager's remarks, and manager's email address). At the bottom right of the form, there is a red rectangular box highlighting the 'Business Location Information Correction' button.

(4) 事業所情報修正確認

事業所情報修正画面にて修正した事業所情報を確認します。修正を確定する場合は確定ボタンを押下してください。変更する場合は戻るボタンを押下して事業所情報修正画面へ戻ってください。

(5) 事業所情報修正完了

メッセージを確認し、修正が完了したことを確認します。

3. パスワードの再登録【パスワードを忘れたとき】

パスワードを忘れてしまった場合に行います。

パスワード再登録依頼 → パスワード再登録依頼完了 → ユーザ情報登録
→ ユーザ情報登録確認 → ユーザ情報登録完了

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

ログイン画面から「**パスワード再登録**」を押下します。

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調査及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

様式第3号(国)・地方公共団体の場合は通知様式、以下同じ。等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。
届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意事項等](#)

■ お知らせ

【重要なお知らせ】システムメンテナンスのお知らせ
システムメンテナンスのため、2015年12月28日(月)22:00～2016年1月4日(月)8:00の間、サービスを停止します。
サービス停止中に本登録を行おうするとエラーとなり仮登録手続からやり直す必要があります。
2015年12月28日(月)に登録手続をされる方は、当日22:00までに本登録まで完了していただくようお願いします。ご不便をかけますが、ご理解を賜りますようお願いします。

【重要なお知らせ】
在留資格「特定活動(ハラル牛肉生産)」に該当する労働者の雇用情報を登録する場合、雇用情報新規登録画面において「在留資格(*)」欄で「2. 特定活動(16～24以外)」を選択し、下部「新規在留資格について」欄に「96」と全角で入力してください。

【在留資格が変わりました】
入管法の改正により、平成27年4月1日から在留資格「投資・経営」は「経営・管理」へ変わりました。
平成27年4月1日以降に在留資格が「投資・経営」の方の雇用情報を登録される場合、届入日にかかわらず「経営・管理」に読み替えて登録してください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [ハローワークインターネットサービス 新規情報・お知らせ](#)

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをすでにお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意: ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザーID
パスワード
[サービスご利用時の注意](#)

ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録　外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録　パスワードを忘れた方はこちらです。

お問合せ　外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

厚生労働省職業安定局
当ホームページは、Internet Explorer9.0～10.0、Firefox23、Safari6、Google Chrome24で動作の検証を行っています。
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) パスワード再登録依頼

「ユーザID」、「担当者eメールアドレス」、「担当者eメールアドレス（再入力）」に必要事項を入力してください。

入力したメールアドレスにパスワード再登録用のメールを送信しますので、誤りがないか確認し、**確定**ボタンを押下します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

パスワード再登録依頼

トップメニュー > パスワード再登録依頼

操作説明

- ユーザID、担当者eメールアドレスを入力し、「確定」をクリックしてください。
- しばらくすると、仮登録メールが通知されますので、メールの内容に従い、パスワードの再登録を行ってください。

事業所情報

ユーザID: XXXXX - XXXXX - X (半角英数字)
 担当者eメールアドレス: XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp
 担当者eメールアドレス(再入力): XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp

* ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録（ユーザID本登録）を完了してください。
 24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

確定

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) パスワード再登録依頼完了

パスワード再登録依頼画面に指定したメールアドレスにユーザID仮登録完了メールが送信されます。メール内に記載されているリンク先からユーザ情報の登録を行ってください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

パスワード再登録依頼完了

トップメニュー > パスワード再登録依頼 > パスワード再登録依頼完了

仮登録メールを送信しました。

操作説明

「トップメニュー」をクリックしてください。

仮登録メール送信先

ユーザID: XXXXX-XXXXXXX-X
 担当者eメールアドレス: XXXXXXXXXX@XXXX.XX.jp

* ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザ情報登録を完了してください。
 24時間以内にユーザ情報登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

トップメニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

4. パスワードの変更

パスワードの変更を行います。

(1) 雇用情報メニュー

「**パスワード変更**」ボタンを押下します。

The screenshot shows the EIS login page with the following details:

- Top Navigation:** 厚生労働省・外国人雇用状況届出システム (Ministry of Health, Labour and Welfare - Foreigner Employment Status Reporting System)
- Header:** 雇用情報メニュー (Employment Information Menu)
- Logout Button:** ログアウト
- Sub-Header:** トップメニュー > 雇用情報メニュー
- Section:** 事業所情報 (Business Entity Information)
- Fields:** 事業所番号 (Business Entity Number) and 事業所名 (Business Entity Name).
- Section:** メニュー (Menu)
- Listed Options:**
 - 外国人雇用情報新規登録 (複数) (New Registration of Foreigner Employment Information (Multiple))
 - 外国人雇用情報修正 (修正) (Modification of Foreigner Employment Information (Correction))
 - 外国人離職情報登録 (Registration of Foreigner Separation Information)
 - 事業所情報修正 (Correction of Business Entity Information)
 - >Password Change Button:** パスワード変更 (Password Change). This button is highlighted with a red rectangle.
- Note:** 「パスワード最終更新日は【2010/08/04】です。」 (The last password update date is [2010/08/04].)
- Information:** 「パスワードを変更する場合は、「パスワード変更」をクリックし、パスワード変更を行ってください。」 (If you want to change the password, click 'Password Change' and perform the password change.)
- Text at the bottom:** 「(※)は必須入力項目です。届け出るべき事項は、登録画面の案内に従ってください。」 (※ indicates a required input field. Please follow the instructions in the registration screen for items to be submitted.)
- Bottom Footer:** 厚生労働省職業安定局 (Ministry of Health, Labour and Welfare - Vocational Rehabilitation Bureau)
- Bottom Footer:** All rights reserved. Copyright © Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) パスワード変更

「ユーザID」を確認します。

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」及び「新しいパスワード（再入力）」を入力します。

パスワード変更を確定する場合は、**確定**ボタンを押下します。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
パスワード変更

トップメニュー > 雇用情報メニュー > パスワード変更

操作説明

登録済のユーザIDのパスワードを変更します。現在のパスワードと新しいパスワードを入力してください。
入力が完了したら、「確定」をクリックしてください。

パスワードは半角英数字記号含めて8文字以上16文字以下にしてください。
英字の大文字／小文字も区別されます。

例) a135hjy

パスワードは定期的に変更することを推奨します。

* 登録するパスワードは個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
* 当システムで使用するユーザIDやパスワードは他人に教えないでください。
* 当システムで使用するユーザIDに類似したパスワードは使用しないでください。

(*)は必須入力項目です。

パスワード変更

ユーザID	XXXXX-XXXXXXX-X
現在のパスワードの最終更新日時	9999-99-99 99:99:99
現在のパスワード(*)	[redacted]
新しいパスワード(*)	[redacted] (半角英数字記号8文字以上16文字以内)
新しいパスワード(再入力) (*)	[redacted] (再入力)

確定

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) パスワード変更完了

メッセージを確認し、パスワードが変更されたことを確認します。

引き続き他の雇用情報に関する業務を行う場合は、**雇用情報メニュー**ボタンを押下してください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
パスワード変更完了

トップメニュー > 雇用情報メニュー > パスワード変更 > パスワード変更完了

ユーザIDのパスワードを登録しました。

操作説明

「雇用情報メニュー」をクリックしてください。

ユーザ情報

ユーザID	XXXXX-XXXXXXX-X
-------	-----------------

雇用情報メニュー

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

5. ユーザ情報の変更

ハローワークの統廃合により、ユーザ情報の変更が必要になります。

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページの「ユーザID」、「パスワード」を入力し、**ログイン**ボタンを押下してください。

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

様式第3号(国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。)等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行ひ、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出元ハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

届出時の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。
⇒ [届出時の注意事項等](#)

■ お知らせ

【重要なお知らせ】システムメンテナンスのお知らせ
システムメンテナンスのため、2013年12月28日(月)22:00～2014年1月4日(月)8:00の間、サービスを停止します。
サービス停止中に本登録を行おるとエラーや登録失敗が発生する場合がありますので、
2013年12月28日(月)に登録手続をされる方は、当日22:00までに本登録まで完了していただくようお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いします。

【重要なお知らせ】
在留資格「特定活動(ハラール・牛丼生産)」に該当する労働者の雇用情報を登録する場合、雇用情報新規登録画面において「在留資格(*)」欄で「25 特定活動(16~24以外)」を選択し、下部「新規在留資格について」欄に「96」と全角で入力してください。

【在留資格が変わりました】
入管法の改正により、平成27年4月1日から在留資格「投資・経営」は「経営・管理」へ変わりました。
平成27年4月1日以降に在留資格が「投資・経営」の方の雇用情報を登録される場合、届入日にかわらざず「経営・管理」に読み替えて登録してください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDをすでにお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意: ユーザIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザID: - -
パスワード:

サービスご利用時の注意

ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。

パスワード再登録 パスワードを忘れた方はこちらです。

お問合せ 外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。

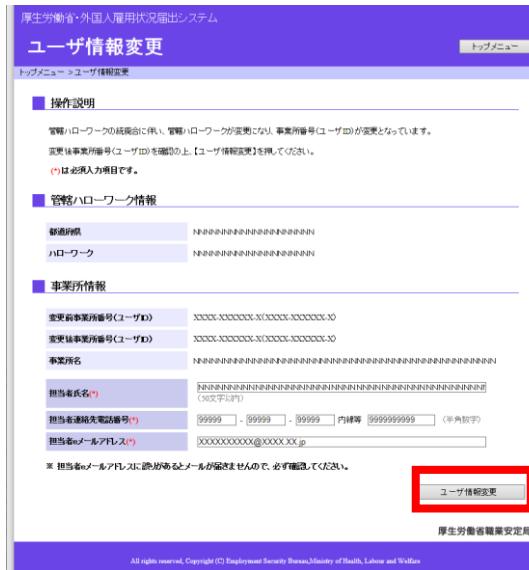
厚生労働省職業安定局
当ホームページは、Internet Explorer9.0～10.0、FireFox23、Safari6、Google Chrome29で動作の確認を行っています。
All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) ユーザ情報変更

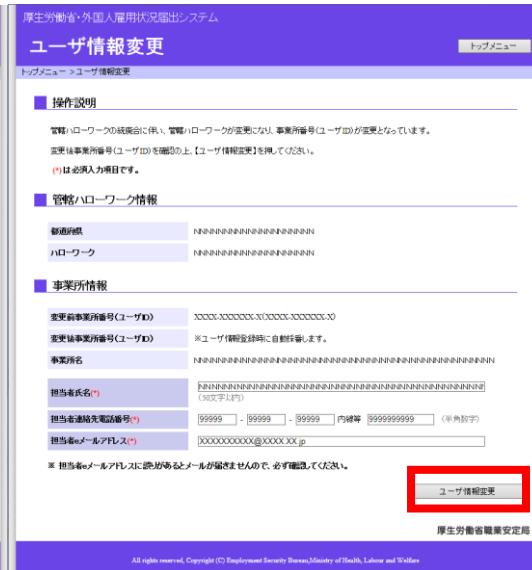
必要な修正を行い、**ユーザ情報変更**ボタンを押下してください。

※ 初期情報として該当する事業所情報が表示されます。

① 雇用保険適用事業所の場合



②雇用保険適用事業所以外の場合



(3) ユーザ情報変更確認

変更内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下してください。

ユーザ情報変更完了画面へ移動します。

変更内容を変更する場合は、戻るボタンを押下し、ユーザ情報変更画面で修正してください。

(4) ユーザ情報変更完了

メッセージを確認し、ユーザ情報が完了したことを確認します。



III 雇用情報の登録

1. 雇用情報の新規登録

新しく外国人を雇用した場合に、当該外国人の雇用情報を登録する手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格取得届により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報の新規登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから**外国人雇用情報新規登録**ボタンを押下します。

（2）雇用情報新規登録

外国人労働者を雇入れた場合、この画面において雇用情報の新規登録を行います。

登録する雇用情報を入力し、**外国人雇用情報新規登録**ボタンを押下します。

入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

留意事項

在留期間及び生年月日において、数字1桁を入力する際は、頭に0を付けてください。（例）生年月日が1986年1月1日の場合、1986（年）01（月）01（日）。

(3) 雇用情報新規登録確認画面

雇用情報新規登録画面にて入力した雇用情報を確認します。

内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下します。

留意事項 二重登録について

同一人物の可能性のある雇用情報が登録済みの場合、注意メッセージ及び該当データが一覧として5件まで表示されます。

登録内容に誤りが無い場合は、確定ボタンを押下すると、雇用情報新規登録完了画面(24 ページ)へ移動し、登録が完了します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。

補足

入管法改正(平成27年4月1日施行)に伴う在留資格のチェックに該当する場合(※)、
24ページのように注意メッセージ表示されますが、登録内容に誤りが無い場合は、確定ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押します。

(※) 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、及び特定活動のうち「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」を選択した場合に表示される。

(4) 雇用情報新規登録完了画面

雇用情報の登録が完了しました。

外国人の雇用情報を続けて登録ボタンをクリックすることにより、雇用情報を続けて入力できます。

2. 雇用情報の修正

登録済の雇用情報について確認する、及びその内容を修正する場合に行う手順です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから**外国人雇用情報修正**ボタンを押下します。

(2) 雇用情報一覧

参考情報

初期表示時には、自事業所の修正可能な雇用情報が全て一覧に表示されますが、修正対象を見つからない場合は「検索条件」を入力し、**検索**ボタンを押下することで、表示対象を絞り込んでください。

検索結果の項目欄にある「フリガナ（カタカナ）」リンク、「生年月日」リンク、「雇入れ日」リンクをクリックすると、表示順（昇順、降順）を変更できます。

雇用情報の修正を行う場合は、修正する雇用情報の修正ボタンを押下します。

(3) 雇用情報修正

参考情報

雇用した外国人の雇用情報の二重登録等、誤って雇用情報を登録してしまった場合、事業主が本システムから雇用情報を削除することはできません。

ハローワークにおいて雇用情報の削除を行いますので、離職情報の入力等はせず、管轄のハローワークへご連絡いただきますようお願ひいたします。

雇用情報一覧画面で選択した雇用情報が表示されます。

修正したい項目を修正し、**外国人雇用情報修正**ボタンを押します。

入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

(4) 雇用情報修正確認

雇用情報修正画面にて修正した雇用情報を確認します。

内容を確認の上、**確定**ボタンを押下してください。

(5) 雇用情報修正完了

雇用情報の修正が完了しました。

雇用情報一覧ボタンを押下し、雇用情報一覧画面へ戻ってください。

The screenshot shows the 'Employment Information Correction Completed' page of the system. At the top, there is a purple header bar with the system name and navigation links. Below it, a blue banner displays the message 'Employment Information Correction Completed'. The main content area is divided into sections: 'Operation Instructions' (操作説明), which contains a note about returning to the list if further corrections are needed; 'Business Location Information' (事業所情報), showing placeholder data for business number and name; and 'Employment Information' (雇用情報), showing placeholder data for name, address, date of birth, and gender. A red box highlights the 'Employment Information List' (雇用情報一覧) button at the bottom right of the page.

3. 離職情報の登録

登録済の外国人が離職した場合に、離職情報の登録を行う手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格喪失届により外国人雇用状況届出を行った場合に、本システムでの離職情報の登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから**外国人離職情報登録**ボタンを押します。

(2) 離職情報入力一覧

参考情報

初期表示時には、自事業所で離職登録が可能な雇用情報が全て一覧に表示されますが、離職情報登録対象を見つけられない場合は「検索条件」を入力し、**検索**ボタンを押下することで、表示対象を絞り込んでください。

検索結果の項目欄にある「フリガナ（カタカナ）」リンク、「生年月日」リンク、「雇入れ日」リンクをクリックすると、項目の表示順（昇順、降順）を変更できます。

離職情報の登録を行う場合は、離職情報登録を行う雇用情報の**離職**ボタンを押下してください。

(3) 離職情報登録

離職情報の必要事項を入力後、**外国人離職情報登録**ボタンを押下します。
入力内容にエラーがあった場合はエラー内容を画面へ表示します。

(4) 離職情報登録確認

離職情報登録画面にて入力した離職情報を表示します。

離職情報の登録を確定する場合は確定ボタンを押下してください。

(5) 離職情報登録完了

離職情報の登録が完了したことを確認する。

引き続き離職情報の登録を行う場合は、**離職情報入力一覧**ボタンを押下し、離職情報入力一覧画面へ戻ってください。

4. 雇用情報の複数登録

新たに雇入れた外国人の雇用情報を一括して登録するための手順です。

詳細は「雇用情報メニュー」画面の「雇用情報複数登録手順書」を参照してください。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから[外国人雇用情報新規登録]ボタンを押下します。

The screenshot shows the 'Employment Information Menu' page of the Employment Security Bureau's system. The 'Business Entity Information' section is visible, showing the business entity number (XXXX-XXXXXX-X) and name (XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX). Below this is the 'Menu' section. A red box highlights the 'New Registration' button under the 'Employment Information New Registration (Multiple)' section. The button text is 'Newly hired foreign workers to be registered'. The page also includes instructions for registration, a note about insurance companies, and other buttons for employee information correction, business entity information correction, password change, and a note about the password update date.

(2) 雇用情報複数登録

「参照」ボタンを押下し、CSV ファイルを選択後、**読込**ボタンを押下してください。

(3) 雇用情報複数登録確認

読み込を行った雇用情報を1件ずつ表示します。

雇用情報を登録する場合は登録ボタンを押下します。雇用情報を登録しない場合は、登録せずに次へボタンを押下します。

全ての雇用情報の読み込みを終えている場合は、雇用情報複数登録完了画面が表示されます。

全ての雇用情報の読み込みを終えていない場合は、雇用情報複数登録確認画面が表示されます。

エラーの場合は、エラー部分の修正が出来ない為、**登録せずに次へ**ボタンを押下して処理を続けてください。エラーとなった雇用情報は CSV ファイルの内容を修正した上で、改めて雇用情報複数登録画面より CSV ファイルの登録を行ってください。

厚生省職業安全官員

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

すでにシステムに同一人物の可能性がある雇用情報が登録されている場合、注意メッセージ及び該当データが一覧として5件まで表示されます。確認の上、登録内容に誤りが無い場合は、**登録**ボタンを押し、処理を継続します。

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

入管法改正（平成27年4月1日施行）に伴う在留資格のチェックに該当する場合（※）、次の画面のような注意メッセージ表示されるが、登録内容に誤りが無い場合は、**確定**ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押します。

(※) 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、及び特定活動のうち「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」を選択した場合に表示される。

(4) 雇用情報複数登録完了画面

読み込んだ雇用情報を全て登録した場合は、①のよう表示します。また、読み込んだ雇用情報で登録していない雇用情報がある場合は、②のよう表示します。

引き続き雇用情報の複数登録を行う場合は、**外国人の雇用情報を続けて登録**ボタンを押下し、雇用情報複数登録（4（2））を開きます。

② 読み込んだ雇用情報を全て登録した場合

② 登録していない雇用情報がある場合

IV その他

1. お問合せ画面

システム操作に係るよくあるお問い合わせを掲載しています。

ログイン画面より**お問合せ**ボタンを押下してください。



2. サービスご利用時の注意

サービスご利用時の注意を掲載しています。

ログイン画面より[\[サービスご利用上の注意\]](#)リンクを押下してください。

The screenshot shows a purple header bar with the text '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare) and '外国人雇用状況届出システム' (Foreigner Employment Status Reporting System). Below this is a white content area with a blue header 'Cookieの利用について'. The content discusses what a cookie is, how it is used, and how browser settings can affect its functionality. It also links to the 'サイトポリシー' (Site Policy). At the bottom right is a '戻る' (Back) button. The footer contains the text '厚生労働省職業安定局' (Ministry of Health, Labour and Welfare, Employment Security Bureau), a note about browser compatibility (IE9.0~10.0, Firefox23, Safari6, Google Chrome29), and a copyright notice: 'All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare'.

3. 参考 在留期間

※平成 27 年 4 月現在

No.	資格ごとに定める在留期限	在留資格名
1	5年	技術・人文知識・国際業務 技術（廃止済） 人文知識・国際業務（廃止済） 企業内転勤 教育 教授 技能 高度専門職1号 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特定活動（高度学術研究活動） 特定活動（高度専門・技術活動） 特定活動（高度経営・管理活動） 特定活動（8、9、21～23の就労する配偶者） 特定活動（16～24以外） 家族滞在 芸術 宗教 報道 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究
2	4年3ヶ月	留学
3	3年	特定活動（EPA） 興行 文化活動
4	2年	特定活動（外国人調理師）
5	1年	技能実習 特定活動（ワーキングホリデー） 特定活動（建設分野） 特定活動（造船分野） 研修
6	90日	短期滞在
7	無期限	高度専門職2号 永住者